

議会基本条例調査特別委員会中間報告書

平成25年12月20日

大山町議会議長

野口俊明様

議会基本条例調査特別委員会

委員長 岡田 聡

平成25年6月28日に設置された当特別委員会は、25年8月8日の委員会に於いて、議員一人一人が基本条例について理解を深めるため、視察調査や研修会を開催することに決定し、視察調査や勉強会等実施してきた。

平成25年12月17日特別委員会を開催し、意見交換並びに協議を行った。意見交換では基本条例を制定する方向で進める意見、条例に縛られてしまうことを危惧する意見、議会改革と住民意識間の乖離を心配する意見、十分な理解が必要などの意見が出された。

委員会では最終的に今後の方向性と進め方などについて諮り、一定の方向並びに進め方を集約したので、調査の経過と合わせ報告します。

記

1. 委員会の今後の方向

- (1) 特別委員会は今後、議会基本条例を制定する方向で、一条ずつを具体的に集中的に調査研究を行う。

2. 調査の経過

(1) 行政視察

調査名 「議会改革と議会基本条例」について

視察日 平成25年10月15日

視察地 北海道夕張郡栗山町

視察内容

栗山町における議会改革の背景

平成18年に全国初の議会基本条例を制定した背景は、平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、責任の度合いはこれまでに比較にならないほど重くなった。地方自治体は二元代表制において、機関対立主義に基づき、全体としての議会は町長をはじめ執行機関をチェックし、議案に対しては常に是々非々の態度

で臨むことが重要として、時代に対応した議会改革、議会活性化策に努め、真に「町民に開かれた議会作り」に取り組んできており、それらの集大成として「栗山町議会基本条例」が制定された。

議会基本条例の特徴

- ① 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置
- ② 請願・陳情を町民からの政策提案としての位置づけ
- ③ すべての議案に対する議員の態度を公表
- ④ 年1回の議会報告会の開催を義務化
- ⑤ 議員の質問に対する町長や職員の反問権の付与
- ⑥ 政策形成過程に関する資料の提出の努力義務
- ⑦ 5項目にわたる議決事項の追加
- ⑧ 議員相互間の自由討議の推進
- ⑨ 政務活動費に関する透明性の確保
- ⑩ 議員の政治倫理を明記
- ⑪ 最高規範性と4年に一度の見直しを明記
- ⑫ 町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置
- ⑬ 有識者に政策作りに対して助言をもらう議会サポーターの導入
- ⑭ 正副議長志願者の所信表明の導入

(2) 勉強会

講演の題名 「議会基本条例と議会の活性化」

開催日 平成25年11月22日

場所 大山町議会図書室

講師 鳥取大学地域学部地域政策学科

教授 永山正男氏

内容

- ① 議会基本条例の誕生の契機、議会と首長、首長優位の二元代表制、などの解説を受ける。
- ② 議会基本条例とは、「自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の付託に応じて、優れた町を作るために、議会運営の理念・理念を具現化する制度・その制度を作動させるための原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する、最高規範として位置づけたもの」などの解説と、議会改革への提案などの講義を受けた。

(3) 研 修 会

研 修 会 名 鳥取県町村議会議員研修会

講演の題名 「住民自治の進展と新しい議会の役割と課題」

開 催 日 平成25年11月25日

場 所 大栄農村環境改善センター

講 師 山梨学院大学法学部政治行政学科

教 授 江 藤 俊 昭 氏

内 容

① 議会基本条例の意義

- ・議会改革を進めていても、議会基本条例がないと次期選挙で議員構成が変わって改革が分からなくなる。
- ・議会の規範となる議会基本条例により、議会改革の集大成としての到達点を明示することが必要
- ・構成要素（何を規定するか）

② 地域経営を担う議会の活動視点・自治基本条例・議会基本条例と総合計画

- ・地域経営の軸が総合計画であり、地域経営のルールが自治基本条例と議会基本条例である。

③ 新しい政策サイクル・自治基本条例・議会基本条例を使いこなす。

などの講義を受けた。

以上